

参考3

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 (平成24年10月5日 現在)

福島県	出荷制限	摂取制限	
原乳	2市6町3村※1	—	
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2市6町3村※2	
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ		
	原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—
	原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町
	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
	くさそてつ(ごごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	—
	ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	—
	ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—
	クリ	二本松市、伊達市、南相馬市	—
	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—
穀類	米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米(平成24年産)	※3。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。	—
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)。ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
肉	水産物40種※4	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
	牛の肉※5	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村※6
肉	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル範囲内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル範囲内の区域に限る。)、原町区(高倉字吹屋原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木原、原町区馬場字五山原、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師原、原町区片倉字津並及び原町区大原字和田城の区域)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、櫛葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル範囲内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル範囲内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字林木森、原町区鳩場字五台山、原町区鳩場字横木、原町区鳩場字横木、原町区鳩場字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル内の区域に限る。)、葛尾村及び飯舘村

※3 福島県広野町、常葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山山字小塚及び字下原沢、常葉町栗場、常葉町並木)に市内有林福島森林整理部251林班の一部、252林班、253林班の一部、255林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち同上(反対面)字時留

光電所から半径2キロメートル圏内の区域に囲む。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域のうち町原区高倉字吉原、町原区高倉字呉屋、町原区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字柳原、原町区馬場字原、原町区馬場字津美及び市内有林地帯を除む)、市内有林地帯を除む)、原町から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(渡利、小倉寺及び南向台を除く。)、旧平田村、旧塙塚村、旧野田村、旧余目林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(渡利、小倉寺及び南向台を除く。)、旧平田村、旧塙塚村、旧野田村、旧余目

村、旧下川町村、旧松川町及び旧金谷川町の区域に限る。)又伊達市(月館町館^{館ノ下}、松川町、川向及び脇ノ腰に限る。)及び月館町御代田北・東、西及び新堀ノ内に限る。)に限る。)、旧掛田村(笠山町山野川に限る。)、旧柱沢村(原所町岸^{岸ノ内}久保田、田中^{田中}、西郡山、宵宮町、河原田、東深瀬、西深瀬及^及本町に限る。)及び保原町柱田^{柱田}(挾田、平宮^{宮ノ内}、前田、稻荷寺、妙沙子^{妙沙子}及^及下根川^{下根川}に限る。)に限る。)、旧振木村(梁川町大開^寺、寺脇^{寺脇}、清水^{清水}、沢水^{沢水}、松平^{松平}、久保^{久保}、柳原^{柳原}、里ヶ丘^{里ヶ丘}、山ノ口^{山ノ口}、笠石^{笠石}及び上^上台^台を除く。)、旧下山村^{下山}、旧木室村^{木室}、旧盐泽村^{盐泽}、旧木坂村^{木坂}、旧佐藤村^{佐藤}、旧石井村^{石井}、旧大野村^{大野}、旧本庄村^{本庄}、旧大和田村^{大和田}、旧日高村^{日高}、旧日高町^{日高町}、旧日高村^{日高村}、旧日高町^{日高町}に限る。)に限る。)及び川井町(荒川町^{荒川町}及び米井^{米井}に限る。)に限る。)又日高町(日高町^{日高町}及び日高村^{日高村}の区域に限る。)に限る。)又国見町(日大木村^{日大木村}及び日小坂村^{日小坂村}の区域に限る。)に限る。)又国見町(日大木村^{日大木村}及び日小坂村^{日小坂村}の区域に限る。)に限る。)

次4 アイヌ、アカハリ、アシタナヒラ、イカグロ(稚魚を除く)、インカレ、ソスマツ、ソミタケ、エゾノアイヌ、キヌタバハル、グリーンアンブ、クロイ、シリオ、ウムシガクノ、コモセヌベ、サブマツ、サンヨリ、ヨリサイシン、シロヘーリ、スケトウダラ、スズキ、ナガサカ、ニベ、ヌマガレイ、ハバガレイ、ヒカンブグ、ヒラメ、ホウボウ、ホシガレイ、ホシザメ、マナゴ、マガレイ、マコガレイ、マゴチ、マダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラサキ、メタガレイ、ビノスガイ、キタムラサキウニ

*5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請
*6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 (平成24年10月5日 現在)

青森県		出荷制限
水産物 マダラ 青森県東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域		
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
水産物	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
	マダラ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、網取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	くさそて(こごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
水産物	クロダイ	
	ススキ	宮城県石巻市金華山頂から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒガシング	
	ヒラメ	
	マダラ (1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。)	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の北上川(支流を含む。)
肉	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉 クマの肉	全域	
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	イシガレイ	
	コモンカスペ	
	シロメハリ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	ニベ	
肉	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカマグ(養殖を除く。)	アメリカマグ(養殖を除く。)
	ギンブナ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
その他 茶	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シタケ(施設栽培)	鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	矢板市、日光市、那須塩原市
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、益子町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそて(こごみ) (野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塙谷町、那須町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
水産物	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
	ウグイ(養殖を除く。)	武荒川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武荒川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
肉	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
その他	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。.
	シカの肉	全域
	茶	鹿沼市、大田原市
群馬県		出荷制限
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、東吾妻町、嬬恋村	
水産物 イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)及び鳥川のうち川田橋の上流(支流を含む。)	
肉 ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)	
その他 茶	洪川市	
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、印西市、白井市、山武市
	原木シタケ(施設栽培)	山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	茶	成田市
神奈川県		出荷制限
その他 茶	湯河原町	
長野県		出荷制限
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)	小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村	

※ 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成24年10月5日現在

福島県		出荷制限
原乳		H23.3.21~: 下記の地域以外 H23.3.21~4.8解除: 喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町、白河市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、由田市(旧都路村の区域を除く)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鶴川町、塙町、矢祭町、いわき市 H23.3.21~4.21解除: 相馬市、新地町 H23.3.21~5.1解除: 鹿島市(鹿島市のうち、島崎、大内、川子及び塙町を除く区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域を除く。) H23.3.21~6.8解除: 由田市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区片倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字吉木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字吹屋洋及原町区大原字和田城の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) H23.3.21~10.7解除: 会津若松市、桑折町、天栄村、椿枝村、只見町、栗原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、柏葉町(東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.21~: 下記の地域以外 H23.3.21~5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、鶴倉町、矢祭町、塙町、西郷村、中島村、鶴川町 H23.3.21~5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、櫛枝村 H23.3.21~5.25解除: 新地町、相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字業師岳、原町区片倉字吹屋洋及原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.21~6.1解除: 鹿島市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.21~6.23解除: 鹿島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、(山木屋の区域を除く。)、大玉村 H23.3.21~7.14解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	ホウレンソウ、カキナ	H23.3.21~: 下記の地域以外 H23.3.23~5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、鶴倉町、矢祭町、塙町、西郷村、中島村、鶴川町 H23.3.23~5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、櫛枝村 H23.3.23~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字吹屋洋及原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23~6.1解除: 鹿島市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23~6.23解除: 鹿島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、(山木屋の区域を除く。)、大玉村 H23.3.23~7.14解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	その他すべて	H23.3.23~: 下記の地域以外 H23.3.23~4.27解除: 白河市、矢吹町、鶴倉町、矢祭町、塙町、西郷村、中島村、鶴川町 H23.3.23~5.4解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、櫛枝村 H23.3.23~5.11解除: 鹿島市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字吹屋洋及原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23~10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
結球性葉菜類(キャベツ等)		H23.3.23~: 下記の地域以外 H23.3.23~4.27解除: 白河市、矢吹町、鶴倉町、矢祭町、塙町、西郷村、中島村、鶴川町 H23.3.23~5.4解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、櫛枝村 H23.3.23~5.11解除: 鹿島市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字吹屋洋及原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23~10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.23~: 下記の地域以外 H23.3.23~4.27解除: 白河市、矢吹町、鶴倉町、矢祭町、塙町、西郷村、中島村、鶴川町 H23.3.23~5.4解除: いわき市 H23.3.23~5.11解除: 鹿島市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23~5.18解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字吹屋洋及原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、(山木屋の区域を除く。)及び大玉村 H23.3.23~6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字吹屋洋及原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、(山木屋の区域を除く。)及び大玉村 H23.3.23~6.23解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字吹屋洋及原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23~7.14解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
アブラナ科の花薔薇類(ブロッコリー、カリフラワー等)		H23.3.23~: 下記の地域以外 H23.3.23~4.5解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、(山木屋の区域を除く。)、鏡石町、石川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23~5.11解除: 鹿島市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23~5.18解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字吹屋洋及原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23~6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字吹屋洋及原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、(山木屋の区域を除く。)及び大玉村 H23.3.23~6.23解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字吹屋洋及原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23~7.14解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
カブ		H23.3.23~: 下記の地域以外 H23.3.23~4.5解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23~5.11解除: 鹿島市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23~5.18解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字吹屋洋及原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23~6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字吹屋洋及原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、(山木屋の区域を除く。)及び大玉村 H23.3.23~6.23解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字吹屋洋及原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23~7.14解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
野菜類		H23.3.23~: 下記の地域以外 H23.3.23~4.27解除: 白河市、矢吹町、鶴倉町、矢祭町、塙町、西郷村、中島村、鶴川町 H23.3.23~5.4解除: いわき市 H23.3.23~5.11解除: 鹿島市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23~5.18解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字吹屋洋及原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23~6.23解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字吹屋洋及原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23~7.14解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
原木しいたけ(露地栽培)		H23.4.13~: 伊達市、磐梯村、相馬市、南相馬市、湯川町、双葉町、大熊町、富岡町、川俣町、椎葉町、広野町、葛尾村、原木しいたけ(露地栽培)、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
		H23.4.15~: 木曾町 H23.4.15~4.25解除: いわき市 H23.4.15~5.16解除: 由田市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、新地町 H23.4.15~6.23解除: 由田市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
原木しいたけ(施設栽培)		H23.7.19~: 伊達市 H23.7.22~: 新地町 H23.7.19~9.7解除: 由田市 H23.10.18~: 二本松市
原木ナメコ(露地栽培)		H23.10.31~: 福島市、いわき市 H23.9.8~: 福島市、木曽町、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、(※草履菌に属する野生キノコに限る) H23.9.15~: 福島市、木曽松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、(※草履菌に属する野生キノコに限る) キノコ類(野生のものに限る。)
たけのこ		H23.10.18~: 二本松市 H23.5.9~5.30解除: 平田村 H23.5.9~6.8解除: いわき市 H23.5.9~6.21解除: 天栄村 H23.5.13~6.21解除: 国見町 H24.4.16~: 福島市、新地町 H24.4.23~: 広野町 H24.4.22~: 二本松市、大玉村 H24.4.57~: 福島市 H24.6.25~: 福島市 H24.6.25~: 福島市
わさび(畑において栽培されたものに限る。)		H24.4.16~: 伊達市、川俣町 H24.4.16~: 福島市、桑折町、国見町、三春町 H24.4.16~: 福島市、伊達市、国見町、川俣町、(※草履菌に属する野生キノコに限る) H24.4.16~: 福島市、白河市、喜多方市、金津美里町、福倉町、塙町 H24.5.10~: 伊達市、国見町、矢吹町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷村、鶴川町 H24.5.14~: 福島市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村 H24.5.14~: 川俣町、福島市 H24.4.9~: いわき市、二本松市 H24.4.10~: 福島市 H24.5.24~: 川俣町
くさでつ(こごみ)		H24.4.16~: 伊達市、桑折町、国見町、三春町 H24.4.52~: 川俣町 H24.4.57~: 白河市、古殿町 H24.5.17~: 二本松市、大玉村 H24.5.17~: 福島市、伊達市、国見町、川俣町、(※草履菌に属する野生キノコに限る) H24.5.17~: 福島市、桑折町
たらのめ(野生のものに限る。)		H24.4.57~: 福島市、白河市、喜多方市、金津美里町、福倉町、塙町 H24.5.10~: 伊達市、国見町、矢吹町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷村、鶴川町 H24.5.14~: 福島市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村 H24.4.9~: いわき市、二本松市 H24.5.10~: 福島市 H24.5.24~: 川俣町
ふきのとう(野生のものに限る。)		H24.4.9~: 伊達市、桑折町、国見町、三春町 H24.4.16~: 伊達市、桑折町、国見町 H24.4.22~: 福島市、木曽町 H24.4.22~: 二本松市、伊達市、桑折町 H24.6.6~: 福島市
こしあぶら		H24.8.7~: 福島市、白河市、喜多方市、金津美里町、福倉町、塙町 H24.5.10~: 伊達市、国見町、矢吹町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷村、鶴川町 H24.5.17~: 福島市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村 H24.5.17~: 福島市、桑折町
ぜんまい		H24.5.9~: いわき市、二本松市 H24.5.10~: 福島市 H24.5.24~: 川俣町
わらび		H24.5.10~: いわき市、伊達市 H24.5.17~: 喜多方市、福島市、川俣町 H23.9.2~: 二本松市、伊達市、桑折町
ウメ		H24.6.6~: 福島市 H23.6.6~H24.7.11解除: 相馬市
ユズ		H23.8.29~: 福島市、南相馬市 H23.10.14~: 伊達市、桑折町
クリ		H24.1.10~: いわき市
キウイフルーツ		H23.12.9~: 福島市、南相馬市

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成24年10月5日現在

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成24年10月5日現在

青森県		出荷制限
水産物	マダラ	H24.8.27～：青森県東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町標識岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
野菜類	たけのこ	H24.5.31～：一関市、奥州市 H24.4.13～：陸前高田市、住田町 H24.4.20～：大船渡市 H24.4.25～：一関市、釜石市、奥州市、平泉町、大槌町 H24.5.7～：花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎町、山田町 H24.5.10～：盛岡市 H24.5.10～：奥州市、花巻市 H24.5.14～：釜石市 H24.5.15～：釜石市 H24.5.18～：住田町 H24.5.30～：一関市、奥州市 H24.5.18～：一関市、奥州市 H24.5.18～：住田町、奥州市 H24.5.18～：奥州市、陸前高田市
水産物	原木しいたけ(露地栽培)	H24.5.2～：最高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
野菜類	こしあぶら	H24.5.14～：奥州市 H24.5.15～：釜石市 H24.5.18～：住田町 H24.5.30～：一関市、奥州市 H24.5.18～：一関市、奥州市 H24.5.18～：住田町、奥州市 H24.5.18～：奥州市、陸前高田市
水産物	せり(野生のものに限る。)	H24.5.30～：一関市、奥州市
野菜類	せんまい	H24.5.18～：一関市、奥州市
水産物	わらび(野生のものに限る。)	H24.5.18～：奥州市、陸前高田市
肉	マダラ	H24.5.2～：最高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
イワナ(養殖を除く。)	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.8～：勝井川(支流を含む。) 及び砂鉄川(支流を含む。)
ウダイ	ウダイ	H24.5.11～：岩手県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入郷ダムの上流、舞所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、網取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
牛の肉	牛の肉	H23.8.1～：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
肉	クマの肉	H24.9.10～：全域
シカの肉	シカの肉	H24.7.28～：全域
宮城県		出荷制限
野菜類	たけのこ	H24.5.1～：白石市、丸森町 H24.6.29～：栗原市 H24.1.10～：白石市、角田市 H24.3.8～：丸森町 H24.3.15～：藤原町 H24.4.5～：片田町 H24.4.11～：気仙沼市、南三陸町 H24.4.12～：栗原市 H24.4.19～：石巻市 H24.4.20～：大崎市 H24.4.25～：登米市、東松島市 H24.4.27～：仙台市、名取市、加美町 H24.5.7～：川崎町、大和町、富谷町 H24.5.9～：色麻町 H24.5.10～：七ヶ宿町 H24.5.18～：大崎市
野菜類	原木しいたけ(露地栽培)	H24.4.27～：大崎市、栗原市 H24.5.2～：加美町 H24.5.8～：氣仙沼市 H24.5.7～：登米市、栗原市 H24.5.9～：大崎市、南三陸町 H24.5.11～：気仙沼市、七ヶ宿町 H24.5.11～：氣仙沼市、丸森町 H24.5.17～：大崎市
野菜類	くさそてつ(こごみ)	H24.5.2～：大崎市、栗原市 H24.5.8～：氣仙沼市 H24.5.9～：登米市、栗原市 H24.5.11～：大崎市、南三陸町 H24.5.11～：氣仙沼市、七ヶ宿町 H24.5.17～：大崎市
野菜類	こしあぶら	H24.5.9～：大崎市、南三陸町 H24.5.11～：氣仙沼市、七ヶ宿町 H24.5.11～：氣仙沼市、丸森町
野菜類	せんまい	H24.5.17～：大崎市
水産物	クロダイ	H24.6.29～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
水産物	スズキ	H24.4.12～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
水産物	ヒラメ	H24.5.30～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
水産物	マダラ	H24.5.2～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	ヒガングフ	H24.5.6～：H24.8.30解除：マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。) 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
水産物	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.14～：大崎川の大倉ダムより上流(支流を含む。) 及び名取川の秋保大池の上流(支流を含む。) H24.5.24～：三浪川のうち栗原ダムの上流(支流を含む。) 及び松川(支流を含む。ただし、酒川及びその支流並びに津川4号堰堤の上流を除く。) H24.5.22～：江合川のうち栗原ダムの上流(支流を含む。) 及び基石川のうち金剛ダムの上流(支流を含む。) H24.6.22～：一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。) 及び基石川のうち金剛ダムの上流(支流を含む。)
水産物	ウダイ	H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) H24.5.18～：宮城県内の大川(支流を含む。) H24.5.28～：宮城県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉	H23.7.28～：全城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
肉	イノシシの肉	H24.5.22～：角田市、丸森町、山元町 H24.6.25～：全城(上記地域を除く。)
肉	クマの肉	H24.6.25～：全城
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.9.10～：全城
茨城県		出荷制限
乳	ホウレンソウ	H23.3.23～4.10解除：全域
野菜類	カキナ	H23.3.21～4.17解除：全域(下記の地域を除く。) H23.3.21～6.1解除：北茨城市、高萩市
野菜類	バセリ	H23.3.23～4.17解除：全域
野菜類	タケノコ	H24.4.8～：栗橋市、小美玉市、つくばみらい市 H24.4.13～：石岡市、龍ヶ崎市、取手市、守谷市、茨城町、羽根町、利根町 H24.4.19～：ひたちなか市、鉾田市、東蔵村 H24.4.28～：北茨城市、大洗町
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.14～：土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H23.11.10～：茨城町、阿見町 H24.4.8～：常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13～：ひたちなか市、栗橋市
野菜類	原木シイタケ(施設栽培)	H23.10.14～：土浦市、鉾田市 H23.11.10～：茨城町
野菜類	こしあぶら	H24.5.2～：日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) H24.5.10～：常陸大宮市(野生のものに限る。)
水産物	イシガレイ	H24.4.8～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	スキ	H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	シロメバル	H24.4.13～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	ニベ	H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	ヒラメ	H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	コモンカスペ	H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	アメリカマグ(養殖を除く。)	H24.4.17～：霞ヶ浦、北浦及び外洋漁港並びにこれらの漁港に流入する河川並びに常陸利根川
水産物	ギンブナ	H24.4.17～：霞ヶ浦、北浦及び外洋漁港並びにこれらの漁港に流入する河川並びに常陸利根川(養殖を除く。)
水産物	ウナギ	H24.5.7～：霞ヶ浦、北浦及び外洋漁港並びにこれらの漁港に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H23.12.2～：全城 H23.12.21～：一部解除：(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
茶		H23.6.2～：以下の地域以外 H23.6.2～10.15解除：古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町 H23.6.2～H24.4.9解除：大子町 H23.6.2～H24.5.23解除：常陸大宮市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.5.30解除：石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2～H24.6.5解除：鶴田市 H23.6.2～H24.7.24解除：戸水市 H23.6.2～H24.8.20解除：高萩市 H23.6.2～H24.9.12解除：日立市 H23.6.2～H24.10.5解除：茨城町

* [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年10月5日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21~4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21~4.27解除: 全域	
カキナ	H23.3.21~4.14解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.2~: 日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那須川町 H24.8.7~: 鹿沼市 H24.8.9~: 矢板市 H24.8.15~: 那須町 H24.8.29~: 大田原市	
タケノコ	H24.6.1~: 那須塩原市、那須町 H24.6.7~: 日光市、大田原市 H24.6.13~: 矢板市	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.2.15~: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10~: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11~: 大田原市、日光市、益子町 H24.4.12~: 足利市、鹿沼市、真岡市、那須島山市、上三川町、茂木町、市貝町、那須川町 H24.4.13~: 栃木市、壬生町	
野菜類	H24.2.15~: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10~: 芳賀町、那須町 H24.5.29~: さくら市 H24.6.4~: 鹿沼市 H24.6.28~: 王生町	
原木シイタケ(施設栽培)	H23.11.7~: 鹿沼市、矢板市 H23.11.8~: 大田原市、那須塩原市 H23.11.14~: 足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須島山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町	
原木ナメコ(露地栽培)	H23.11.14~: 那須塩原市、日光市	
くさそでつ(こごみ)(野生のものに限る。)	H24.5.1~: 大田原市、那須町 H24.6.2~: 那須塩原市	
こしあぶら(野生のものに限る。)	H24.5.1~: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.2~: 宇都宮市、那須島山市(野生のものに限る。) H24.5.7~: 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.5.15~: さくら市(野生のものに限る。)	
さんしょう(野生のものに限る。)	H24.5.14~: 宇都宮市、日光市	
ぜんまい(野生のものに限る。)	H24.5.18~: 大田原市	
たらのめ(野生のものに限る。)	H24.4.27~: 大田原市、矢板市 H24.5.1~: 那須町	
わらび(野生のものに限る。)	H24.5.17~: 大田原市、鹿沼市 H24.9.14~: 那須塩原市、那須町	
クリ	H24.9.18~: 大田原市	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) イワナ(養殖を除く。) ウグイ(養殖を除く。)	H24.8.10~: 栃木県内の那須川のうら日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、鹿串川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10~: 永野川(支流を含む。) H24.6.20~: 栃木県内の那須川のうら日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
牛の肉	H23.8.2~: 全域	
肉 イノシシの肉	H23.12.5~: 部解除: (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	
シカの肉	H23.12.2~: 全域	
その他	茶 H23.6.2~: 鹿沼市、大田原市	
H23.7.8~H24.6.1解除: 栃木市		
群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ カキナ キノコ類(野生のものに限る。)	H23.3.21~4.9解除: 全域 H23.3.21~4.8解除: 全域 H24.9.25~: 沼田市、東吾妻町、綿庄村
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) イワナ(養殖を除く。)	H24.4.27~: 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、那須川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃木川(支流を含む。)
肉	クマの肉	H24.9.10~: 全域
その他	茶 H23.6.30~H24.5.26解除: 桐生市	
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ シュンギク、チングンサイ、サンチュ ハゼリ セルリー	H23.4.4~4.22解除: 旭市、香取市、多古町 H23.4.4~4.22解除: 旭市 H23.4.4~4.22解除: 旭市 H23.4.4~4.22解除: 旭市
水産物	タケノコ	H24.4.5~: 市原市、木更津市 H24.4.6~: いすみ市、栄町 H24.4.11~: 柏市、白井市、八千代市 H24.4.12~: 船橋市 H24.4.18~: 芝山町
肉	原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.11~: 白糸子市、君津市 H23.11.10~: 美山市 H23.12.22~: 佐倉市 H24.2.23~: 印西市 H24.4.10~: 白井市 H24.4.19~: 千葉市、八千代市 H24.5.19~: 山武市
水産物	ギンブナ	H24.7.19~: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
その他	茶 H23.6.2~: 成田市 H23.6.2~9.7解除: 大網白里市 H23.7.4~H24.5.21解除: 勝浦市 H23.6.2~H24.5.25解除: 八街市 H23.6.2~H24.5.26解除: 野田市、富里市、山武市	
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2~: 湘南原町 H23.6.2~8.29解除: 南足柄市 H23.6.23~9.12解除: 松田町、山北町 H23.6.2~10.14解除: 愛川町、清川村 H23.6.23~10.26解除: 相模原市 H23.6.27~10.26解除: 中井町 H23.8.2~11.1解除: 小田原市 H23.6.2~11.10解除: 真鶴町
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20~: 長井沢町、御代田町 H24.10.1~: 小海町、南牧村

※ ()の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成24年10月5日現在

福島県		摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
		H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
結球性葉菜類(キャベツ等)		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.23～下記の地域以外
野菜		H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
		H23.3.23～5.4解除: いわき市
		H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
		H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.4.13～：飯館村
キノコ類(野生のものに限る。)		H23.9.6～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)
		H23.9.15～：いわき市、棚倉町
		H23.9.20～：南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚	H23.4.20～ 全域 H24.6.22解除:
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.3.29～：新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
		H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ [] の箇所は摂取制限の対象